

イノシシ等が出没したときの 対応マニュアル（抜粋）



高松市農林水産課

平成 28 年 12 月

1 本市の現状と目的

近年、イノシシやニホンザルが住居集合地域等に頻繁に出没し、市民からの通報が数多く寄せられており、現にイノシシによる人身被害等が発生するなど大きな問題となっている。

このため本市では、香川県が平成28年9月に「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」を改訂したことに合わせ、本市における対応マニュアルを定めることとする。

なお、この対応マニュアルは、本市におけるイノシシ等による人身被害や農作物被害が発生又は発生するおそれが生じた場合の対処方法や、市・地域・関係者の役割を決めるとともに、連絡体制を整備し、必要な対策や的確な段階的対応により、被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 住居集合地域等に出没した場合（市民等から情報提供の場合）

- (1) 市民等からイノシシ等の出没情報を受けた場合、別紙「通報連絡票」に掲げる下記事項を聞き取り、整理後、速やかに、関係機関に通知する。

通報者/目撃日時/目撃個体の種類・状況（種類・状況・場所）
負傷者の有無/目撃の状況/県や警察・関係機関への連絡有無

- (2) 緊急を要する場合は、電話にて通知した後、「通報連絡票」にて通知する。

3 住居集合地域等に出没した場合（警察・県から情報提供の場合）

- (1) 所轄警察署から通報の場合、通報元の所轄警察署に連絡し、現在の状況を確認し、職員の現場派遣の有無を確認する。
- (2) 県みどり保全課に電話連絡し対応について協議する。
- (3) 必要に応じて警察官による出没附近のパトロールの強化を依頼する。
- (4) 引き続き情報収集を継続する。

4 関係機関等への周知

- (1) 速やかに関係機関等へ注意喚起を行う。

※ア 生涯学習課（少年育成センター） TEL087-839-2635（連絡体制図参照）

※イ こども園運営課 TEL087-839-2358（連絡体制図参照）

ウ 出没した地域のコミュニティセンター

エ 出没状況に応じて公共施設、福祉・介護関連施設、商業施設

※土日祝については、高松市守衛室より通報

5 農作物被害が発生した場合

- (1) 県農業経営課及び県農業改良普及センターへ「通報連絡票」を送付する。
※別紙「通報連絡票」参照
- (2) 状況に応じ、地区猟友会に依頼し「追い払い」や「捕獲」を実施する。

6 住宅集合地域等にイノシシ等が出没したときの段階的対応

イノシシ等の出没状況を次の3段階に区別する。

ただし、通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから、第1次受信部署（警察署等）から「通報連絡票」で通報のあった情報、直接受けた通報について、通報者に再確認するなどして精査し、その結果について第1次受信部署（警察署等）にフィードバックするものとする。

※ただし、出没してから一定の時間が経過した情報であったり、現在は出没したりしていないことが明らかである場合は除く。

出没レベル1	出没等の情報はあがるが、日常生活において遭遇、人身被害が発生するおそれの低い場合
	<ul style="list-style-type: none">■山の中での目撃、ヌタ場等の痕跡の発見■住居集合地域等の周辺、集落に近い農地での単発的な出没
出没レベル2	日常生活において遭遇、人身被害の発生するおそれが高い場合
	<ul style="list-style-type: none">■住居集合地域等の周辺、集落に近い農地で連日、又は頻繁にほぼ同一の地域において、イノシシ等が出没（出没集中区域）
出没レベル3	緊急に対策が必要な場合
	<ul style="list-style-type: none">■住居集合地域等、集落に出没し、そのまま滞在した場合■人家や施設等に侵入、又は立て籠もった場合■実際に人身被害が発生し、そのままイノシシ等が逃走した場合

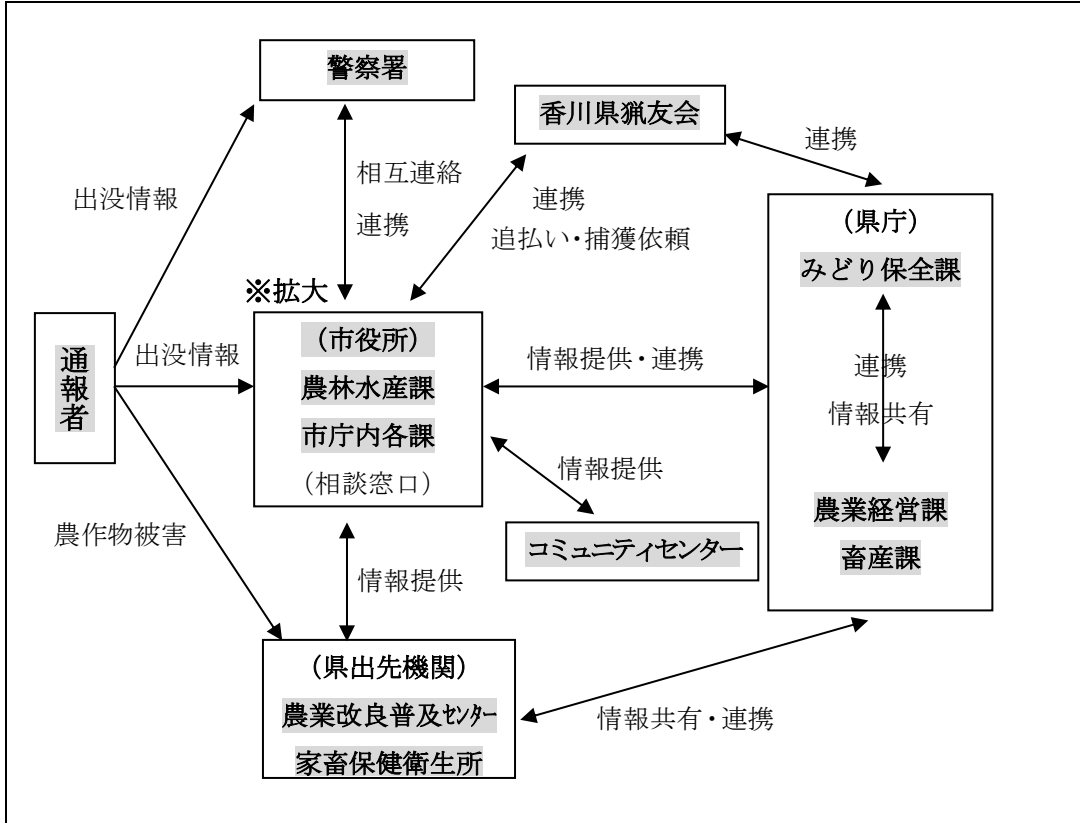
7 各段階における対応方針及び具体的な対応

各段階における対応方針及び具体的な対応は次のとおりとする。

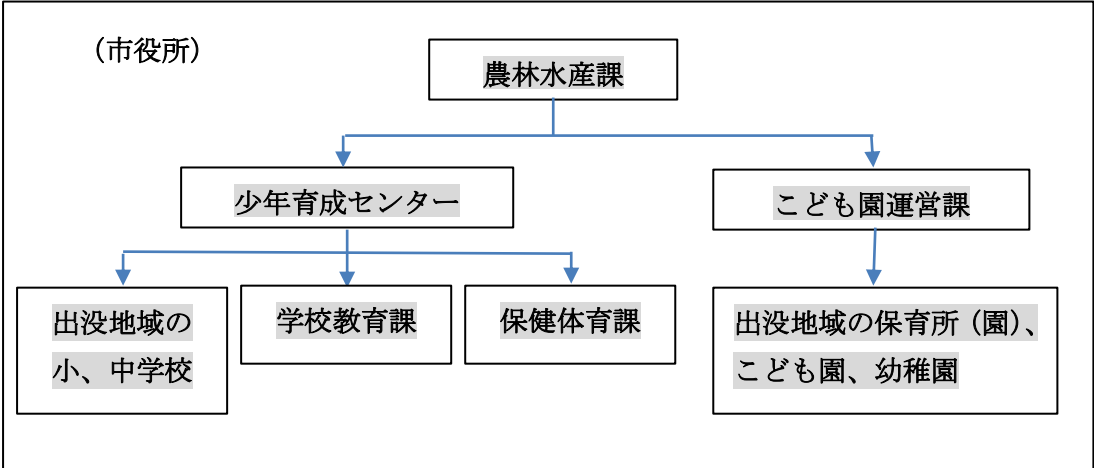
<p>出沒レベル 1</p>	<p>通報連絡票による情報の精査に努めながら、注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒等の情報を県みどり保全課及び所轄する警察署に提供する。 ■ 出沒等の情報を農林水産課から少年育成センター、こども園運営課に提供する。少年育成センター、こども園運営課は、出沒地域の小、中学校、保育所（園）、こども園、幼稚園に出沒情報を提供する。 ■ 必要に応じて現地確認を行い、出沒地域周辺の住民に注意喚起を行うとともに、生ごみ等、出沒する要因が明らかな場合には、撤去を指導する。 ■ 現地確認の結果、捕獲が可能である場合には、地区猟友会員で編成する捕獲隊による有害鳥獣捕獲を検討する。
<p>出沒レベル 2</p>	<p>「出沒集中区域」の周辺住民に対して注意喚起を徹底し、出沒個体を捕獲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒等の情報を農林水産課から少年育成センター、こども園運営課に提供する。少年育成センター、こども園運営課は、出沒地域の小、中学校、保育所（園）、こども園、幼稚園に速やかに注意喚起を行う。 ■ コミュニティセンターを通じて「出沒集中区域」の周辺住民に対し、速やかに注意喚起を行う。 ■ 現地確認を実施し、周辺の森林等で捕獲に適した場所がある場合には、地区猟友会員で構成する捕獲隊による有害鳥獣捕獲を実施する。 ■ 現地確認の結果、イノシシの誘因となっている収穫残さや生ごみ、菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去又は防護を指導する。
<p>出沒レベル 3</p>	<p>緊急に農林水産課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、関係機関が連携して追い払い又は「緊急捕獲」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒等の情報を農林水産課から少年育成センター、こども園運営課に提供する。少年育成センター、こども園運営課は、出沒地域の小、中学校、保育所（園）、こども園、幼稚園に速やかに注意喚起を行い、警察署の協力を得て、安全確保を徹底する。 ■ コミュニティセンターを通じて周辺住民に対し速やかに注意喚

	<p>起を行い、警察署の協力を得て、安全確保を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none">■状況に応じて、出没附近の関係機関に対し注意喚起を行う。■農林水産課長を長とする「現地対策チーム」を設置し、地区猟友会員で構成する捕獲隊を結成する。■「現地対策チーム」は、常時、最新情報の把握に努め、県と警察署に情報提供を行うとともに、「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に従って、「追い払い」又は「緊急捕獲」を実施する。■追い払いも捕獲も困難な場合には、イノシシを興奮させないように努めたうえで、「麻醉銃を使用したイノシシ捕獲技術マニュアル」に従って麻醉銃による捕獲を実施する。
--	---

8 緊急時の連絡体制



※拡大



通報連絡票

継続

終了

送信先 _____

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受信

対応者 所属名： _____ 氏名： _____

項目		内容		
通報者 ※	住所・氏名 ※			
	TEL			
目撃日時 ※		平成 年 月 日 () 午前・午後 時		
個体・種類・状況	種類	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> サル <input type="checkbox"/> その他()	頭数	
	状況	<input type="checkbox"/> 出沒 <input type="checkbox"/> 人身被害 <input type="checkbox"/> 農作物被害		
	場所	住所	別紙地図参照	
具体の場所		別紙地図参照		
負傷者の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	負傷の状況	—
状況詳細				
対応	現場確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認者： 地区猟友会 氏名：	
	猟友会			
市町や警察への連絡		市町 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 警察署 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 県みどり保全課 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他報告先 _____		

※緊急の場合は、※印の一部の項目の記入でも可とする。